

県、不服申し出

辺野古取り消し停止

知事「公正審査を」

係争委、90日以内に結論

米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古の新基地建設で、翁長雄志知事の埋め立て承認取り消しに対する国土交通相による執行停止について、県は2日午後、総務省が所管する第三者機関の国地方係争処理委員会に不服審査を申し出た。翁長知事は同日午後4時半、県庁で記者会見を開き「国土交通相が(政府の)辺野古移設の方針に反する判断を下すことは不可能だ。国土交通相による執行停止の決定には公正・中立という行政不服審査制度の前提が欠落している」と批判し、国地方係争処理委員会に公正・中立な審査を求めた。



国地方係争処理委員会に不服審査を申し出たことを会見で発表する翁長雄志知事。2日午後4時半すぎ、県庁

翁長知事は「国は米軍基地の建設を目的として埋め立て承認を申請している。国固有の資格で行っている。国土交通相が沖繩防衛局の執行停止などの申し立てに対し、私人と同様の立場にあると認めた今回の判断は明らかに誤っている」と申し出た理由を述べた。

審査結果は申し出から90日以内に出る。係争処理委が県側の主張を認めれば、一時停止されている承認取り消しの効力が復活する。国側の主張を認めれば審査は終結する。

沖繩防衛局が埋め立て承認時の留意事項として付けられた事前協議を一方的に打ち切ったことについて、県は2日、沖繩防衛局に対し、工事を中止し、事前協議を再開するよう求める行政指導を出した。